

速度取締り指針

令和6年1月
宇部警察署

速度取締り重点路線

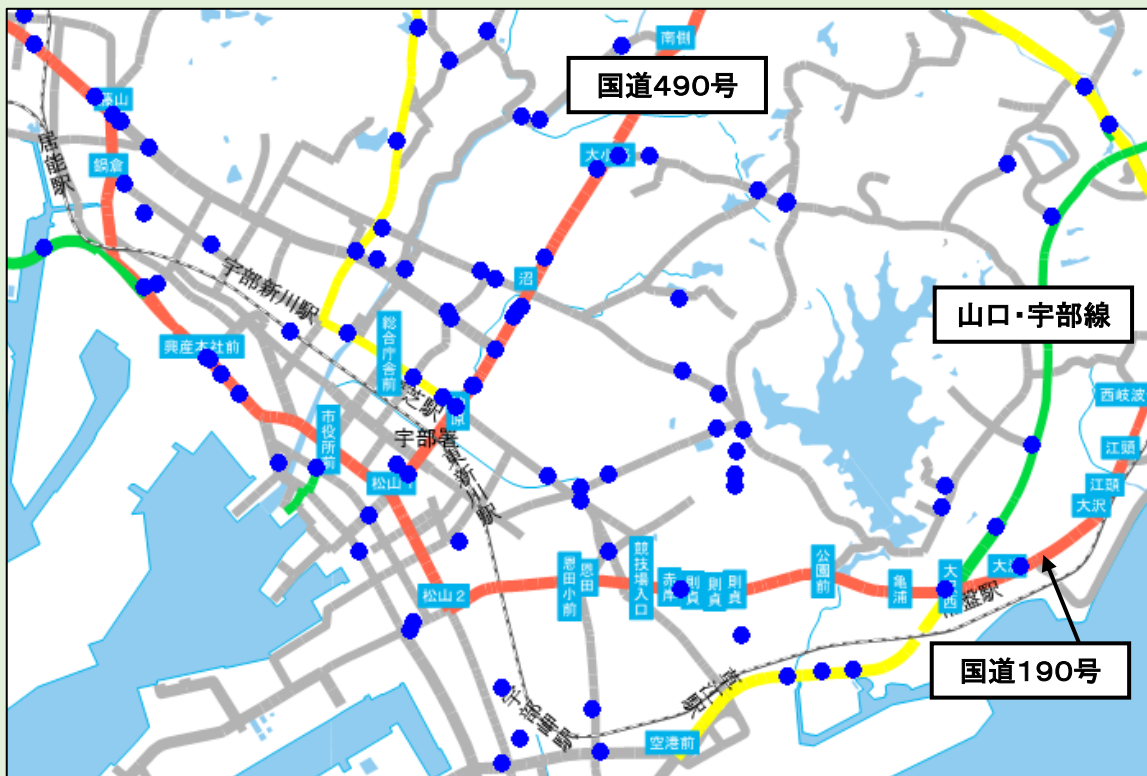
※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

| 重点路線 | 重点時間帯 | 区域 | 規制速度 |
|---------|--------------|-------------|-----------|
| 国道190号 | 7:00 ~ 20:00 | 厚南～東岐波地区 | 60km/h |
| 国道490号 | 7:00 ~ 19:00 | 上宇部～荒瀬・小野地区 | 50・60km/h |
| 県道山口宇部線 | 8:00 ~ 20:00 | 西岐波・東岐波地区 | 60km/h |

- 人身事故の約4分の1が国道で発生していることから、引き続き重点路線とします。
- 県道山口宇部線は自動車専用道路からつながる道路で、速度が速い車両が多く見られ、重大事故が発生する危険性が高いため、引き続き重点路線とします。

管内における交通事故実態と分析結果（令和5年下半期）

※ ● ～人身事故発生場所



- 令和5年下半期は、死亡事故が1件、重傷事故が26件発生しており、令和5年上半期に比べ増加しました。
- 国道での発生件数は、令和5年上半期に比べ減少したものの、県道での発生件数は増加しました。

その他の交通指導取締り

- 速度違反の取締りだけでなく、信号無視や横断歩行者妨害など交差点を中心とした取締りも行います。
- 機動力を活かした白バイによる取締りも行います。